

第6号議案

蒲郡市部等設置条例及び蒲郡市青少年センター設置条例の一部改正について

蒲郡市部等設置条例及び蒲郡市青少年センター設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市部等設置条例及び蒲郡市青少年センター設置条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

機構改革に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市部等設置条例及び蒲郡市青少年センター設置条例の一部を改正する条例

(蒲郡市部等設置条例の一部改正)

第1条 蒲郡市部等設置条例（昭和39年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

第2条第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 協働のまちづくりの推進に関する事項

(8) 男女共同参画の推進に関する事項

第2条に次の1号を加える。

(9) 国際交流に関する事項

第3条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 情報化推進に関する事項

第8条に次の1号を加える。

(5) 企業立地及び企業誘致に関する事項

第9条（見出しを含む。）中「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

(蒲郡市青少年センター設置条例の一部改正)

第2条 蒲郡市青少年センター設置条例（昭和38年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「蒲郡市旭町17番1号」を「蒲郡市港町17番17号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。